

(案)

個 情 第 号  
令和 4 年 月 日内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
文部科学大臣 末松 信介 殿  
厚生労働大臣 後藤 茂之 殿  
経済産業大臣 萩生田 光一 殿個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する  
法律に基づく認定について（回答）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 29 条において準用する第 8 条第 4 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定について（協議）」（令和 4 年 4 月 8 日付け府医事第 56 号、4 文科振第 16 号、厚生労働省発医政 0408 第 2 号及び 20220331 商第 23 号）をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

## 記

- 1 今回の認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行おうとする者の認定に係る当委員会に対する協議について、異存ない。
- 2 なお、本協議を踏まえ今後主務大臣において認定される認定医療情報等取扱受託事業者については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者であることから、同法の規定に従い、適切に運用願いたい。